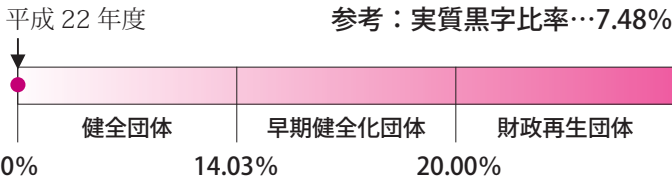


**健全化判断比率**

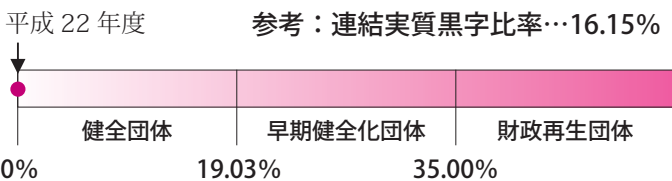
※実質収支、連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率、連結実質赤字比率は「-」で表示。

**実質赤字比率 (-)**



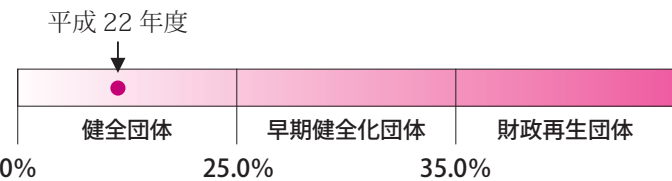
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。平成 21 年度と同様に黒字のため該当ありませんでした。

**連結実質赤字比率 (-)**



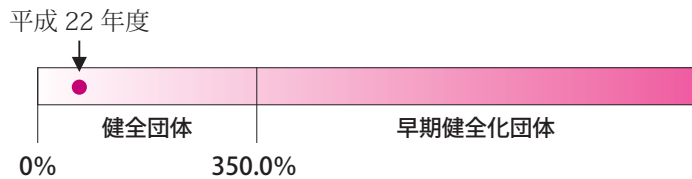
全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。平成 21 年度と同様に黒字のため該当ありませんでした。

**実質公債費比率 (11.4%)**



一般会計等が負担する元利償還金（交付税充当分を除く）と準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。平成 21 年度と比べ 0.7 ポイント改善し、11.4%となりました。

**将来負担比率 (66.3%)**

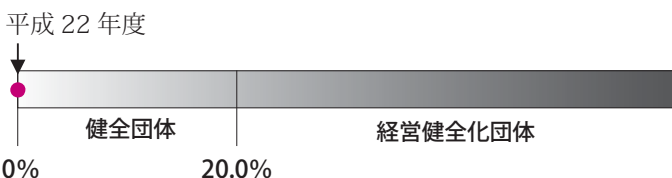


一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。平成 21 年度と比べ 15.5 ポイント改善し、66.3%となりました。

**資金不足比率**

※資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」で表示。

**水道事業会計・公共下水道事業特別会計 (-)**



公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものです。平成 21 年度と同様に資金の不足額はありませんでした。

**決算書を見ることが  
できます**

決算書

町がどのような事業を行ったかは、決算書を見れば分かります。この決算書は、町役場情報コーナーまたは図書館で閲覧することができます。

**健全化判断比率は基準内**

健全化判断比率は、財政の健全化を測る 4 つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のことをいいます。この 4 つの指標のうち一つでも早期健全化基準以上になると「早期健全化団体」に、財政再生基準を超えると「財政再生団体」になります。それぞれ、

**資金不足比率は基準内**

早期健全化計画、財政再生計画を策定し、早急に財政健全化に取り組みなければなりません。4 つの指標は、いずれも早期健全化基準を下回りました。

資金不足比率は地方公営企業会計に関する指標で、流動負債から流動資産を差し引いた「資金不足額」（下水道

は実質収支額に相当）が、主たる営業活動から生じる収益（主に料金収入）である「事業の規模」に対してどの程度あるかを表しています。この指標が、経営健全化基準以上になると経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図ることになります。水道事業会計・公共下水道事業特別会計はともに資金不足額がないため該当はなく、指標上はいつでも問題ありませんでした。